#### 【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(2月9日現在)

### 【ポイント】

- ●ブエノスアイレス市内の学校における対面事業が、夏季休暇明けの17日以降、再開される旨発表されました。
- ●当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした強制距離措置は、2月2 8日まで延長されました。非居住者の入国禁止も同日まで延長されております。
- ●日本における緊急事態宣言が解除されるまでの間、日本人の帰国者を含む、全ての入国者等に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出が求められるとともに、入国時のPCR検査を実施されます。
- ●2月17日以降、オタメンディ病院(ブエノスアイレス市)で、渡航目的の PCR 検査が可能となり、日本政府所定の検査証明同内容が記載された検査証明(英語)の発行が可能です。2月16日以前に受検が必要な方は当館までご相談ください。
- 亜国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、感染防止の観点から来訪者が窓口で密集することを避け、また手続きを迅速に対応させていただくべく、事前に来館時間を当館と調整していただきますよう、ご協力お願いします。

# 【本文】

- 1 ブエノスアイレス市における対面授業の再開
- (1)8日、トロッタ教育相及びアクーニャ・ブエノスアイレス市教育相が合同で記者会見を開催し、夏季休暇明けの17日以降、ブエノスアイレス市内の学校における対面事業を再開する旨発表しました。
- (2)ブエノスアイレス市ホームページに掲載された再開スケジュールは以下のとおり。
- ・2月17日:幼稚園、小学校1~3年、中学校1~2年の対面授業を開始。
- -2月22日:小学校のその他学年の対面授業を開始。
- •3月 1日:中高のその他学年の対面授業を開始。
- 2 日本における新たな水際対策措置(1月8日付外務省海外安全広域情報)

#### (1)措置の概要

1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求められるとともに、入国時の検査が実施されますので、日本への帰国等の際にはご留意ください。

なお、本件措置の詳細は、外務省海外安全ホームページ(リンク下)をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\_2021C006.html

(参考:厚生労働省ホームページ(リンク下))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00209.html

## (2)有効な「出国前検査証明」

上記措置において、入国等時に提出を求められる検査証明は次のとおりです(詳細リンク下)。

ア 日本政府所定のフォーマット

イ 日本政府所定フォーマットと同項目が英語で記載された医療機関任意のフォーマット

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\_001994.html

## 3 上記、有効な「出国前検査証明」に対応可能な当地医療機関

2月17日以降、オタメンディ病院(ブエノスアイレス市)で、渡航目的の PCR 検査の 受け付けが可能となります。同院では、日本政府所定の検査証明と同内容が記載さ れている検査証明(英語)の発行が可能です。2月16日以前に受検が必要な方は当 館までご相談ください。

## ●医療機関

Sanatorio Otamendi (オタメンディ病院)

●住所

Azcuenaga 880, CABA

●受付時間

月~金 8:00~18:00

土・日 8:00~12:00

- 予約は不要です。
- ●予約から結果通知まで
- ・受付にて「日本への渡航目的で PCR を受検したい」旨を伝えてください。
- 受付にて、下記の情報を記載した紙面を提出してください。
- Nombre y Apellido(氏名)
- Numero de Pasaporte(旅券番号)
- Fecha de nacimiento (生年月日)
- Sexo(性別)
- Nacionalidad(国籍)
- Correo electronico (電子メールアドレス)
- Telefono(電話番号)
- ・結果(検査証明)は24~48時間以内にメールにて送付されます。通常、午前中に

受検した場合は当日夜には結果が発行されますが、午後に受検した場合は翌日の 結果発行となります。

・日本政府所定の検査証明フォーマット(以下リンク参照)にサインをもらうことはできませんが、同院の発行する検査証明には、所定フォーマットと同内容が記載されます。 ただし、受領後は、必要情報が記載されているかご確認をお願いします。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\_001994.html

### 4 当館領事班窓口にご来館の皆様へ(事前連絡についてのお願い)

アルゼンチン国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑みまして、感染防止に最大限努めるとの観点から、来訪される方々が窓口で密集することを避け、また、当館領事班窓口での諸手続きを迅速に対応させていただくべく、是非とも事前にご連絡をいただき来館される時間を当館と調整していただいた上でご来館いただきますよう、何卒ご協力を宜しくお願いいたします。

なお、本件事前連絡は当館領事班代表メール(conbsas@bn.mofa.go.jp)又は当館領事班代表電話(011-4318-8220)にて対応させていただきます。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから 停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete (了)